

令和6年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年7月24日（水）第7回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

14番 小 平 敏 男

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後2時00分、令和6年第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

3番 竹 澤 靖 委員、 12番 神 長 守 雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買3件、贈与4件の合計7件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の件は、富岡の●●さんから富岡の●●さんへの売買による所有権移転です。何ら問題は無いと思われまますので、ご承認のほど宜しくをお願いいたします。2番の件は、下日向の●●さんから同じく富岡の●●さんへの売買による所有権移転になります。問題は無いと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願い致します。

◎柴田 忠委員 3番につきましては兄弟間の贈与でございますので、問題無いと思ひます。よろしくをお願いいたします。

◎奈良茂男委員 4番、西沢町の件は、西沢町の●●さん所有の水田4筆、1万6,034㎡を同じ西沢町の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは米農家で、将来を見越しての農地の拡大です。問題ありませんので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎松井研吉委員 5番と6番は譲受人、受渡人が同じになります。贈与による所有権移転でございます。東京足立区の●●さんから深津の●●さんへの贈与になります。この後は野菜などを作っていきたいということです。問題ありませんので、承認のほどよろしくお願ひします。

◎安生芳子委員 7番の楡木町の件ですが、●●さんから●●さんへの贈与になります。何ら問題は無いと思ひますので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。5ページをご覧ください。1番及び2番は近隣地であり、申請者がいずれも同じであるためまとめて説明いたします。1番及び2番は、富岡地内において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地はいずれも周囲を雑種地、山林及び道路に囲まれ

---

た農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。3番は、板荷地内において●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。4番、下粕尾地内において●●申請の材木置場への転用であります。申請地は周囲を雑種地、道路及び山林に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神長守雄委員 去る7月16日に橋本局長、宇賀神係長、永嶋主査、竹澤委員と私で現地調査を行いました。1番から4番は何ら問題ありませんでしたのでよろしく願います。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番2番は譲渡人と譲受人が同じためまとめて説明します。富岡の●●さんから大阪府の●●への売買による所有権移転による太陽光発電設備への転用です。隣接する所には他にも太陽光設備があります。現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませので宜しく願います。

◎竹澤 靖委員 3番、板荷の●●さん申請の件は、現在の居宅のところに家を建てようとしたところ、土石流の危険地域のため現在の場所での建築許可が下りなかったということで、前の畑の方に出るということでの申請です。何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしく願います。

◎金子重博委員 4番下粕尾の件は、下粕尾の●●さんから下永野の●●への売買による材木置場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題は無いと思いますので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号から5号「農用地利用集積計画について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号と5号の農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和6年7月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規、更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書6ペ

ージをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、4,175㎡となっております。同じく議案書6ページから8ページをご覧ください。利用権設定の更新が3件、9筆、6,521.57㎡となっております。議案書10ページをご覧ください。中間管理事業が1件、2筆、5,573㎡となっております。これら合計5件、12筆、16,269.57㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。次に議案第4号農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用配分計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を、再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には配分計画に係る利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書9ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が1件、1筆、3,402㎡となっております。議案3号から5号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号から議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第3号の1番から4番、議案第4号の5番、議案第5号の6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要となります。今回は1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎仲田裕子委員 村井町の●●さんがお亡くなりになって、●●さんはお孫さんですが、20年くらい前に養子縁組をされており、現在は特別養護老人ホームの施設長をされています。●●さんの息子である●●さんのお父さんも現在農業をされていらっしゃるが、●●さんも施設長をしながらお父さんと一緒にこれからも農業を続けていくということなので、何ら問題はありませぬので、ご承認のほど宜しく願います。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番の証

明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」ご説明いたします。議案書12ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。千渡の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は千渡地内のケーズデンキから北へ約100mに位置しています。利用予定者は申出者本人です。土地所有者の●●さんは申請者の妻の父にあたります。現在は千渡地内の賃貸アパートに申請者の妻と子の3人で暮らしていますが、子供の成長に伴い部屋が手狭となったこと、今後子供が増える予定であり子供部屋を用意する必要があることなどから、新たな住まいを探すこととなりました。そこで将来親の面倒を見ることができるよう、親の居宅の近隣地であることなどを考慮し当該申出地を選定しました。除外面積は2筆で330㎡、東を宅地、北と南と西を畑に接しています。続いて番号2番について説明いたします。下沢の●●さん申出の駐車場及び資材置場敷地です。場所は下沢地内の鹿沼市森林組合から北西へ約400mに位置しています。利用予定者は●●さんであり、申出者が代表取締役となっています。申請地の4筆は、申出者の先代の頃から既に資材置場などに使用されており、今回申出者からは始末書が提出されております。既に違反状態で利用している土地を是正することと、残りの部分は事業拡充に伴い材料や完成品の置場が不足し、工場敷地内がひっ迫しているため、駐車場敷地を確保するための申請となっています。申請面積は4筆で919㎡、工場北側の農地は北と西を田、東を畑と宅地、南を宅地に接しています。南側の農地は、北を田と宅地、東を田と畑、南を田、西を田と宅地に接しています。続いて番号3番について説明いたします。野尻の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は野尻地内の野尻直売所から北へ約400mに位置しています。利用予定者は●●さんです。土地所有者である申請者の妹にあたります。現在は申請者が所有する土地建物に利用予定者本人とその子供3名で住んでいますが、その土地建物を処分することになり住めなくなるため、新たに居住地を探すこととなりました。そこで子供の面倒を見てもらうこと、将来の親の介護をすることなどを考慮し、実家に隣接する当該申出地を選定しました。除外面積は1筆408㎡、北を宅地、東と南と西を畑に接しています。いずれの案件につきましても選定経過から他に代替地も無く、周辺農地に与える影響も少ないため、農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の千渡の件は、農政課の報告のとおり問題ございませんので、ご承認を

よろしく願いいたします。

◎高村秀男委員 下沢の●●の件ですが、先ほど農政課の方から説明のとおりで始末書付きとなっておりますが問題は無いと思います。ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎小林和夫委員 3番加園の件につきましては、先ほどの農政課の方から説明があったとおりでございまして、周辺農地への影響もございませんので、ご承認をよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第7号について質問を求めた。

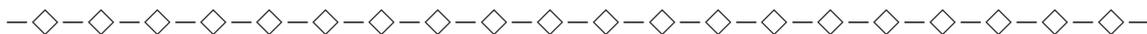
◎竹澤 靖委員 2番についてですが、これ以外に違反転用は無いですか。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 現在違反状態で使用している土地の申請ということで、この他に違反してる部分はないかというご質問と思います。今回相談がありまして、農業委員会事務局と農政課において、それぞれ現地確認をさせていただきました。今回申請の筆は農振農用地という農振法の縛りがある土地となっております。こちらに関しては、先ほど説明したとおりで、農業委員会事務局とも協議して農振除外と農地転用許可の見込みがあるというところで、今回是正のための申請というところで上げさせております。この後、この部分も含めて農振白地部分の違反状態も含んだ農地転用の申請も出ると思いますが、農振農用地に関してはこれ以外には違反状態は無いと確認しております。農振農用地以外の違反状態については農業委員会事務局の方に説明をお願いしたいと思います。

◎事務局（宇賀神係長） ただ今農政課から話があったとおり、農業委員会事務局も現地調査に行って違反状態の農地に関しては全て把握しております。今回出ているのは農振青地で、農振青を除外するための4筆です。その除外が終わりましたら農地転用申請が出てくるのですが、その時に、付随するところですけど違反しているところがあるので、そこに関してはその時に出てきますので、そちらをもって全て是正は終了予定となっております。

◎議長は、議案第7号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後2時35分に閉会を宣した。



以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年7月24日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---